

## 国立がん研究センターの評価項目について(案)

中期計画	評価区分	評価の視点(案) における中期計画 の該当ページ
<b>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</b>		
1. 研究・開発に関する事項	評価項目1	3~10
(1)臨床を志向した研究・開発の推進		
(2)病院における研究・開発の推進		
(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	評価項目2	10~11
2. 医療の提供に関する事項	評価項目3	11~27
(1)高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供		
(2)患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供		
(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	評価項目4	28~30
3. 人材育成に関する事項	評価項目5	31~34
4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	評価項目6	34~35
5. 国への政策提言に関する事項	評価項目7	35~36
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	評価項目8	37~40
(1)公衆衛生上の重大な危害への対応		
(2)国際貢献		
7. 国への政策提言に関する事項	評価項目9	40
8. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	評価項目9	40~41
(1)公衆衛生上の重大な危害への対応		
(2)国際貢献		
<b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</b>		
1. 効率的な業務運営に関する事項	評価項目10	41~43
(1)効率的な業務運営体制		
(2)効率化による収支改善		
2. 電子化の推進	評価項目11	43~47
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	評価項目12	48
4. 法令遵守等内部統制の適切な構築	評価項目12	48~49
<b>第3 予算、収支計画及び資金計画</b>		50
1. 自己収入の増加に関する事項	評価項目13	51
2. 資産及び負債の管理に関する事項		51~52
1. 施設・設備整備に関する計画[中期計画に記載している第7の事項より]		53~54
2. 短期借入金の限度額		52
3. 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画		53
4. 剰余金の使途		〃
<b>第4 短期借入金の限度額</b>		52
<b>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</b>		53
<b>第6 剰余金の使途</b>		〃
<b>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>		〃
1. 施設・設備整備に関する計画[評価項目13で評価]	評価項目14	53~54
2. 人事システムの最適化		54
3. 人事に関する方針		55
4. その他の事項		56~57

## 国立循環器病研究センターの評価項目について(案)

中期計画	評価区分	評価の視点(案) における中期計画 の該当ページ
<b>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</b>		
1. 研究・開発に関する事項	評価項目1	4~7
(1)臨床を志向した研究・開発の推進		
(2)病院における研究・開発の推進	評価項目2	8~9
(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	評価項目3	9~18
2. 医療の提供に関する事項	評価項目4	18~20
(1)高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供		
(2)患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	評価項目5	20~22
(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	評価項目6	22~23
3. 人材育成に関する事項	評価項目7	23~24
4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	評価項目8	24~25
5. 国への政策提言に関する事項		25
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	評価項目9	25~26
(1)公衆衛生上の重大な危害への対応		
(2)国際貢献		
<b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</b>		
1. 効率的な業務運営に関する事項	評価項目10	26~28
(1)効率的な業務運営体制		
(2)効率化による収支改善	評価項目11	28~32
2. 電子化の推進		32~33
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	評価項目12	33~35
<b>第3 予算、収支計画及び資金計画</b>		36
1. 自己収入の増加に関する事項		〃
2. 資産及び負債の管理に関する事項		36~37
1. 施設・設備整備に関する計画	評価項目13	38~39
<b>第4 短期借入金の限度額</b>		37~38
<b>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</b>		38
<b>第6 剰余金の使途</b>		〃
<b>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>		〃
1. 施設・設備整備に関する計画[評価項目13で評価]		38~39
2. 人事システムの最適化	評価項目14	39~40
3. 人事に関する方針		40~41
4. その他の事項		41~42

## 国立精神・神経医療研究センターの評価項目について(案)

中期計画	評価区分	評価の視点(案) における中期計画 の該当ページ
<b>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</b>	評価項目1	3~8
1. 研究・開発に関する事項		
(1)臨床を志向した研究・開発の推進	評価項目2	8~10
(2)病院における研究・開発の推進		
(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進		
2. 医療の提供に関する事項	評価項目4	17~18
(1)高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供		
(2)患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供		
(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	評価項目6	22~24
3. 人材育成に関する事項	評価項目7	24~25
4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	評価項目8	25~26
5. 国への政策提言に関する事項	評価項目9	27
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項		27~28
(1)公衆衛生上の重大な危害への対応		
(2)国際貢献		
<b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</b>	評価項目10	28~30
1. 効率的な業務運営に関する事項		
(1)効率的な業務運営体制	評価項目11	31~35
(2)効率化による収支改善		
2. 電子化の推進		35~36
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	評価項目12	36~38
<b>第3 予算、収支計画及び資金計画</b>	評価項目13	38
1. 自己収入の増加に関する事項		〃
2. 資産及び負債の管理に関する事項		38~39
1. 施設・設備整備に関する計画		41~42
<b>第4 短期借入金の限度額</b>		40
<b>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</b>	40~41	
<b>第6 剰余金の使途</b>	41	
<b>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>	評価項目14	〃
1. 施設・設備整備に関する計画[評価項目13で評価]		41~42
2. 人事システムの最適化		42
3. 人事に関する方針		42~43
4. その他の事項		44~45

## 国立国際医療研究センターの評価項目について(案)

中期計画	評価区分	評価の視点(案) における中期計画 の該当ページ
<b>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</b>		
1. 研究・開発に関する事項	評価項目1	3~6
(1)臨床を志向した研究・開発の推進		
(2)病院における研究・開発の推進	評価項目2	6~7
(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	評価項目3	7~15
2. 医療の提供に関する事項	評価項目4	15~17
(1)高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供		
(2)患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	評価項目5	17~20
(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	評価項目6	20~21
3. 人材育成に関する事項	評価項目7	21~22
4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	評価項目8	23
5. 国への政策提言に関する事項		24
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	評価項目9	24~25
(1)公衆衛生上の重大な危害への対応		
(2)国際貢献		
(3)HIV・エイズ	評価項目10	25~26
(4)看護に関する教育及び研究	評価項目11	26~27
<b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</b>		
1. 効率的な業務運営に関する事項	評価項目12	27~29
(1)効率的な業務運営体制		
(2)効率化による収支改善	評価項目13	29~33
2. 電子化の推進		33~34
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	評価項目14	34~36
<b>第3 予算、収支計画及び資金計画</b>		36
1. 自己収入の増加に関する事項		37
2. 資産及び負債の管理に関する事項		37~38
1. 施設・設備整備に関する計画	評価項目15	39~40
<b>第4 短期借入金の限度額</b>		38
<b>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</b>		38~39
<b>第6 剰余金の使途</b>		39
<b>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>		〃
1. 施設・設備整備に関する計画[評価項目13で評価]		39~40
2. 人事システムの最適化	評価項目16	40
3. 人事に関する方針		41
4. その他の事項		42~43

## 国立成育医療研究センターの評価項目について(案)

中期計画	評価区分	評価の視点(案)における中期計画の該当ページ
<b>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</b>		
1. 研究・開発に関する事項	評価項目1	3~7
(1)臨床を志向した研究・開発の推進		
(2)病院における研究・開発の推進	評価項目2	7~8
(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	評価項目3	8~15
2. 医療の提供に関する事項	評価項目4	16~17
(1)高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供		
(2)患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	評価項目5	17~20
(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	評価項目6	20~21
3. 人材育成に関する事項	評価項目7	21~22
4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	評価項目8	22~23
5. 国への政策提言に関する事項		23
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	評価項目9	23~24
(1)公衆衛生上の重大な危害への対応		
(2)国際貢献		
<b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</b>		
1. 効率的な業務運営に関する事項	評価項目10	24~26
(1)効率的な業務運営体制		
(2)効率化による収支改善	評価項目11	26~30
2. 電子化の推進		30~31
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	評価項目12	31~33
<b>第3 予算、収支計画及び資金計画</b>		33
1. 自己収入の増加に関する事項		34
2. 資産及び負債の管理に関する事項		34~35
1. 施設・設備整備に関する計画	評価項目13	36
<b>第4 短期借入金の限度額</b>		35
<b>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</b>		35~36
<b>第6 剰余金の使途</b>		36
<b>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>		〃
1. 施設・設備整備に関する計画[評価項目13で評価]		〃
2. 人事システムの最適化	評価項目14	36~37
3. 人事に関する方針		37~38
4. その他の事項		39~40

## 国立長寿医療研究センターの評価項目について(案)

中期計画	評価区分	評価の視点(案)における中期計画の該当ページ
<b>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</b>		
1. 研究・開発に関する事項	評価項目1	3~7
(1)臨床を志向した研究・開発の推進		
(2)病院における研究・開発の推進	評価項目2	7~8
(3)担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進	評価項目3	9~20
2. 医療の提供に関する事項	評価項目4	20~25
(1)高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供		
(2)患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	評価項目5	25~28
(3)その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供	評価項目6	28~30
3. 人材育成に関する事項	評価項目7	30~32
4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	評価項目8	32~33
5. 国への政策提言に関する事項		33
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	評価項目9	33~34
(1)公衆衛生上の重大な危害への対応		
(2)国際貢献		
<b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</b>		
1. 効率的な業務運営に関する事項	評価項目10	34~36
(1)効率的な業務運営体制		
(2)効率化による収支改善	評価項目11	36~40
2. 電子化の推進		41
3. 法令遵守等内部統制の適切な構築	評価項目12	42~44
<b>第3 予算、収支計画及び資金計画</b>		44
1. 自己収入の増加に関する事項		〃
2. 資産及び負債の管理に関する事項		44~45
1. 施設・設備整備に関する計画	評価項目13	47
<b>第4 短期借入金の限度額</b>		45~46
<b>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</b>		46
<b>第6 剰余金の使途</b>		〃
<b>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>		47
1. 施設・設備整備に関する計画[評価項目13で評価]		〃
2. 人事システムの最適化	評価項目14	47~48
3. 人事に関する方針		48~49
4. その他の事項		49~50